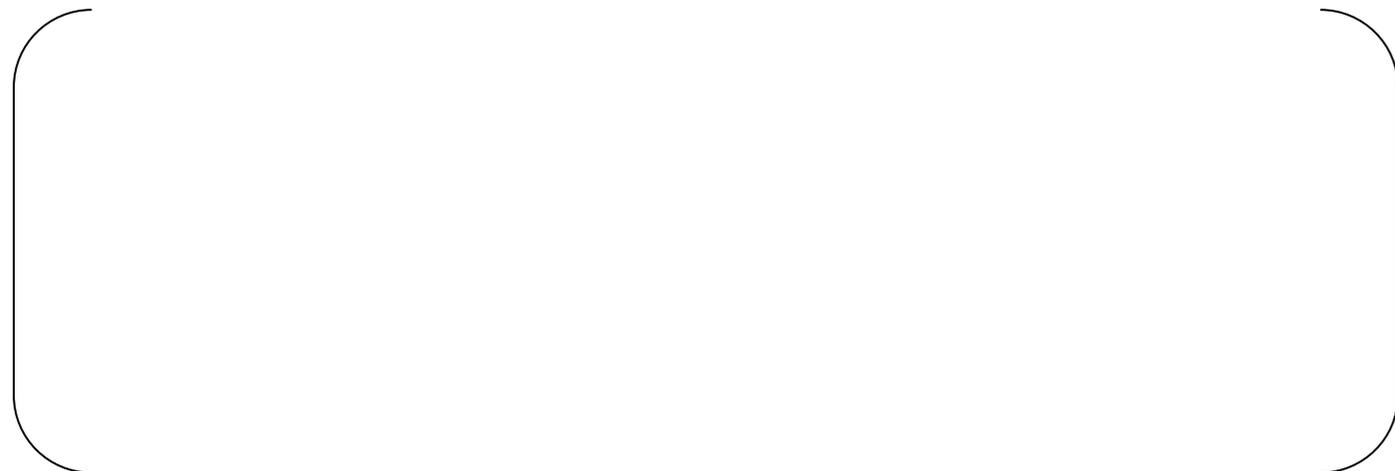




- ③ 時間外労働、休日労働又は深夜業をしないこと（妊産婦）
- ③ 不超时工作、不在节假日以及深夜工作（孕妇及产后一年内的女性）
- 妊娠中の女性労働者は以下の期間、休業ができ、休業期間中は加入している健康保険から出産手当金（休業開始前の賃金の67%相当額）が支給される可能性があること
- 怀孕中的女性劳动者有权在以下期间离岗，并在离岗期间有可能获得由已加入的健康保险支付的生育津贴（相当于离岗前工资金额的67%）
  - ① 本人の請求により、出産予定日前の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）
  - ① 在本人的要求下，预产期的前6周（多胎妊娠时为14周）
  - ② 就業させてはならない期間として出産後の8週間（ただし、産後6週間経過後に、本人が請求し、医師が支障のないと認めた業務に就くことは可能）
  - ② 分娩后8周内是不允许工作的期间（但是，产后经过6周以上，在本人的要求下，可从事医生认可没有问题的工作）
- 子供が1歳（一定の場合は最長2歳）になるまでの期間、男女労働者が育児休業を取得することができ、休業期間中に加入している雇用保険から育児休業給付金（はじめの6か月は休業開始前の賃金の67%相当額、その後は50%相当額）が支給される可能性があること
- 孩子年满1岁（在一定情况下，最多可延长到2岁）之前，男女劳动者有权因育儿离岗，并在离岗期间有可能获得由已加入的雇用保险支付的生育离岗补助（前6个月相当于离岗前工资金额的67%，之后相当于50%）
- 技能実習を中断し、帰国した場合でも、監理団体や送出国の支援を受けながら、再度入国して技能実習を再開することができること
- 即使中断技能实习并回国，也有权在获得监理团体和派遣机构的支援下，再次入境日本并重新开始技能实习。
- 技能実習の再開は、外国人技能実習機構などで手続が必要であることについて、十分説明を受けました。
- 就重新开始技能实习，需要在外国人技能实习机构等办理手续，已得到充分的说明。

3 私は、上記2の説明を受け、以下の理由から、\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日までの技能実習期間満了前の\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日に帰国することを決めました。

3 本人已接受上述2的说明，由于以下理由，决定在截至\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日的技能实习期届满之前的\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日回国。



4 現時点で、帰国して出産などをした後の予定は

4 目前，回国分娩等完成后的打算是

- 日本に戻って技能実習を再開したい（再開予定時期：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月頃）
- 希望回日本重新开始技能实习（预计重新开始时期：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月左右）
- 日本で技能実習を再開する意思はない
- 不准备重新开始在日本的技能实习
- 分からない
- 不知道

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

上述记载内容和事实没有差异。

年 月 日

技能実習生の署名 \_\_\_\_\_

技能实习生签名 \_\_\_\_\_

※ 意に反して帰国する必要のないことについての説明をした方に○をすること。また、説明者の氏名を記載すること。

※ 须在未违反本人意愿接受回国的说明单位处圈选画○。此外，须记载说明人的姓名。

（監理団体代表者名、企業単独型実習実施者の場合にあつては実習実施者代表者名） 殿

（監理団体代表人姓名、企業単独型実習実施单位的情况下为实習实施单位代表人姓名） 阁下

提出者  
提交者

- (注意) 技能実習生が自筆で母国語により記載することが必要です。  
理由部分には日本語訳を添付すること。
- (注意) 技能実習生須親筆用母语记载。  
理由部分须附上日语翻译。